

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納管理に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、地方税の収納管理に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年9月2日

[令和7年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の内容 ※	大分市において地方税の収納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(標準化システムは別添1を参照、現在の事務の流れは別添1-1を参照する。) - 課税情報の入手事務 地方税のうち、市県民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税の課税情報を個人市民税システム等の各システムから入手する。 - 収納(納付(納入)済通知書)情報の入手、管理事務 指定金融機関等から住民等の納付・納入した情報を入手し、収納システムに一括登録する。 - 過誤納金に関する事務 過納付または誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を出し、住民等に通知し還付・充当する。 - 督促に関する事務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を基に督促状を作成し、住民等に送付する。 - 証明書交付事務 収納情報から、納税証明書、完納証明書の交付を行う。
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 - 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 - データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

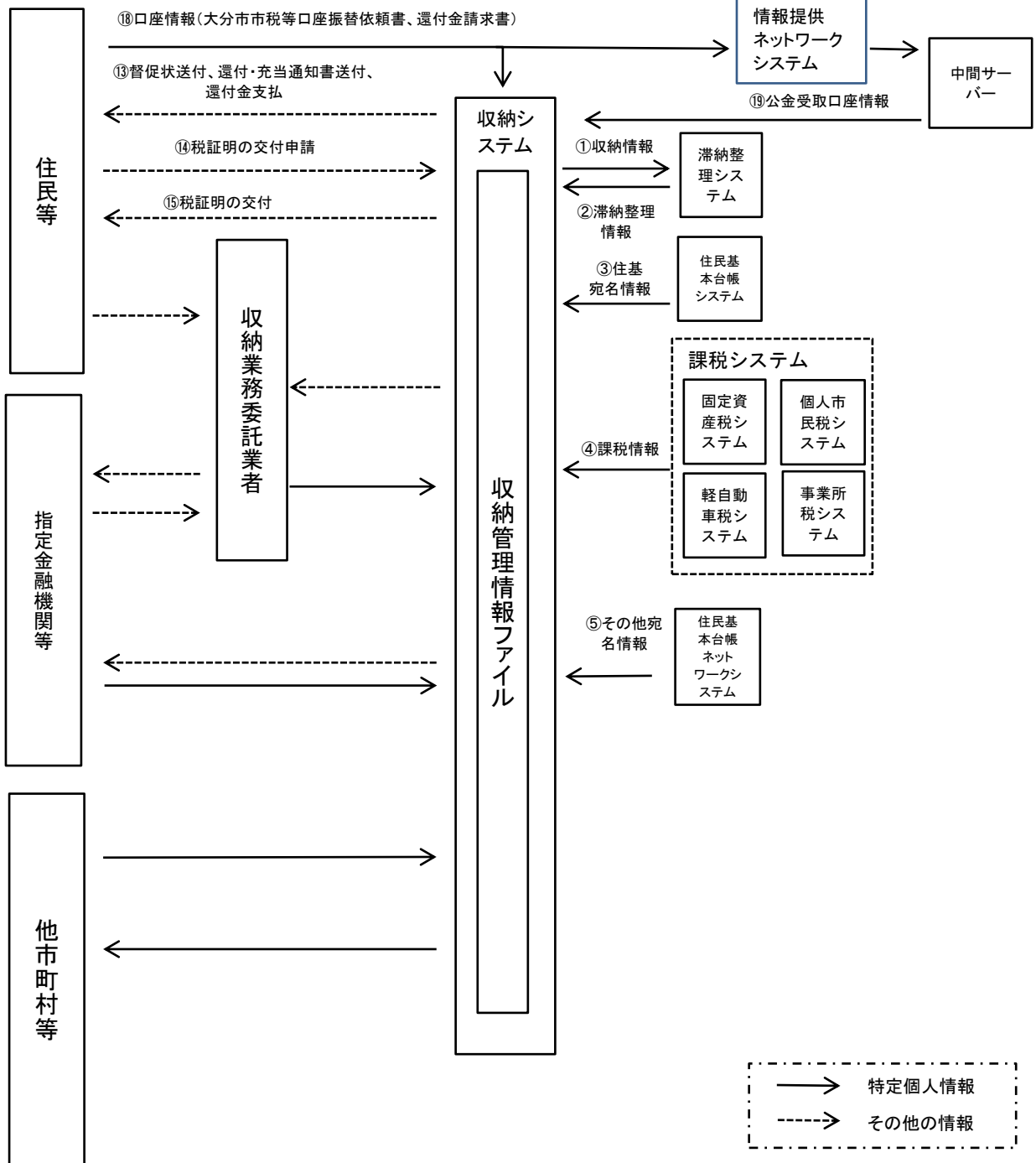
システム3	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理(公金受取口座の取得含む) 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	固定資産税の土地・家屋の賦課に関する以下の処理を行う。 1. 土地・家屋の賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理 また、固定資産税の償却資産の賦課に関する以下の電算処理を行う。 1. 償却資産の評価・賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	市税(国保税を除く)の滞納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収滞納情報、時効情報管理 2. 滞納処分、猶予処理 3. 欠損処理 4. 督促・催告等文書作成補助 5. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム6～10		
システム6		
①システムの名称	個人市民税システム	
②システムの機能	他のシステムへ連携する所得情報等を含めた個人市民税の特定個人情報を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。 1. 課税対象者の保守管理 2. 賦課決定及び賦課更正処理 3. 税務調査等の対象者の抽出 4. 被扶養者等の情報管理 5. 税額通知等の帳票発行	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)	
システム7		
①システムの名称	軽自動車税システム	
②システムの機能	他のシステムへ連携する住民基本台帳情報等を含めた軽自動車税の特定個人情報を保有・管理する機能を有し、以下の業務で用いられる。 1. 当初課税及び税額更正業務 2. 納税通知書発行業務 3. 減免決定業務 4. 調定、統計資料作成業務 5. 証明書発行業務	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)	
システム8		
①システムの名称	事業所税システム	
②システムの機能	事業所税の賦課・課税を行う。 1. 事業所税の異動処理 2. 事業所税の名寄せ処理 3. 事業所税の調定処理 4. 事業所税の課税処理	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)	

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳システム
②システムの機能	住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム10	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	過誤納還付金に関して以下の処理を行う ※公金受取口座利用希望者のみ 1. 公金受取口座情報の照会 2. 公金受取口座情報の照会結果の出力
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	地方税の徴収および滞納処分にあって、各個人の収納状況を正確に把握しておく必要がある。
②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、市税の徴収及び滞納整理事務に伴う実態調査等を行う場合において、転出先の住所・所得等の本人情報が正確かつ迅速に把握できることにより、徴収及び滞納整理事務の効率化が期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 納税課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	納税課長 情報政策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 滞納整理システムに収納情報を連携する。
- ② 収納システムに納付書発行情報、処分情報、分納情報、納付の猶予情報、欠損情報を連携する。
- ③ 住基宛名情報を取得する。
- ④ 課税に関する各システムから課税情報を取得する。
- ⑤ 必要に応じて転入、転出者の住所履歴情報を参照し、取得する。
- ⑥ MPN情報、口座振替情報を収納業務委託業者へ提供する。
- ⑦⑧ 住民等からの納付情報を収納業務委託業者を介して収納情報として取得する。
- ⑨⑩⑪⑫ 指定金融機関等への口座振替情報について、データ処理分は収納業務委託業者を介して、紙処理分は直接提供する。振替後は結果情報を取得する。
- ⑬ 督促データ及び還付・充当データから督促状、還付・充当通知書を作成し、住民等へ送付する。
- ⑭⑮ 住民等より申請のあった税証明を交付する。
- ⑯⑰ 大分市と他市町村等との間で調査回答情報を提供・取得する。
- ⑱ 市税等の口座振替、還付金の口座振込を希望する住民等から口座情報を大分市市税等口座振替依頼書、還付金請求書にて取得し、収納システムへ登録する。

⑭ 公金受取口座利用希望者の口座情報を照会し、照会結果を収納システムに入力する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税承継人、納税管理人
その必要性	住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・5情報、その他住民票関係情報、連絡先:①本人への連絡を行うために保有。②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有。 ・地方税関係情報:算出された課税額を把握するために保有。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大分市 財務部 納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、資産税課、市民税課、税制課、国保年金課 ） ☒ 行政機関・独立行政法人等 （ 地方公共団体情報システム機構 ） ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法	☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）	
③入手の時期・頻度	【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号については、住基システムで異動した際に連携し入手する。 ・課税情報については、各課税システムに課税・更正のために入力された都度、連携し入手する。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。 【他自治体から入手】 ・調査事務が必要になった都度、他自治体への照会により入手する。	
④入手に係る妥当性	公平・公正な徴収事務を執行する必要があるため。	
⑤本人への明示	本人から情報を入手した場合は、その利用目的を本人へ明示する。ただし、地方税法等の規定がある場合は、その限りでない。また、他機関、情報提供ネットワークシステム等を通じた入手を行うことは番号利用法に明示されている。	
⑥使用目的 ※	住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税の適正な収納管理	
	変更の妥当性	－
⑦使用の主体	使用部署 ※	【財務部】納税課、資産税課、税制課、市民税課 【市民部】国保年金課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税の賦課情報、収納情報から、収納・還付・充当・督促などの収納管理事務を行う。	
	情報の突合 ※	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析を行うが、特定の個人を判別するような統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付・充当処理を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		収納システムの運用支援業務委託
①委託内容		・収納システムの運用支援業務 ・収納システムから打ち出す帳票の改修作業 ・委託する業務については、個人情報を適切に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者
	その妥当性	システムの保守、収納システムから打ち出す帳票の改修作業等の際に、収納システムの本番稼動前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (情報政策課内のサーバー室内にてシステムの直接操作、税務システム端末) の直接操作。
⑤委託先名の確認方法		市民等から委託先名の問い合わせがあった場合は、大分市が回答する。
⑥委託先名		株式会社 オーイーシー、日本電気 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている （ 2 ）件 ☐ 移転を行っている （ 4 ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第10号	
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度	随時	
提供先2～5		
提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長、裁判所、会計検査院等	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第15号	
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務	
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙	
⑦時期・頻度	照会の都度	
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	資産税課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	市民税課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	随時

移転先3	税制課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時
移転先4	国保年金課
①法令上の根拠	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
②移転先における用途	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

		【システム保有データ】 ・サーバ室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 【紙媒体】 ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立入りを制限している。 ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者の入手を制限している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報とは、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ [定められていない] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5により7年間保管するが、固定資産税の課税誤りによる返還金については要綱により20年間保管することとしている。また、時効中断中の未納分は完納・欠損するまで保有する。
③消去方法		【システム保有データ】 ・各保管期間に応じて、期間が経過したものについてはシステム上自動消去される。 【紙媒体】 ・保管期間が経過した等、不要となったものについては機密文書として溶解処理を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は大分市からの操作によって実施される。大分市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、大分市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考		
特になし		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報		
1 宛名番号	76	時効中断日
2 市区町村識別CD	77	処分事由CD
3 税目CD	78	時効予定日
4 課税年度	79	納付手段CD
5 相当年度	80	組合番号
6 通知書番号	81	督促出力有無区分
7 徴収区分	82	督促停止区分
8 期別CD	83	確定延滞変更有無区分
9 期別区分	84	納期特例有無区分
10 会計年度	85	集合徴収有無区分
11 欠損時会計年度	86	都市計画税有無区分
12 共有宛名番号	87	共有分割区分
13 管轄CD	88	国保抑制世帯有無区分
14 カナ区分	89	国保主2該当有無区分
15 標識連番	90	収納税額更正有無区分
16 車種CD	91	当初調定額
17 国保番号	92	当初調定額内訳
18 被保険者番号	93	当初確定延滞金
19 調定額	94	当初調定督促手数料
20 調定額内訳	95	繰越納付額
21 確定延滞金	96	繰越納付額内訳01
22 確定延滞金設定日	97	繰越納付額内訳02
23 調定督促手数料	98	繰越納付額内訳03
24 調定報奨金前	99	繰越納付額内訳04
25 調定報奨金後	100	繰越納付額内訳05
26 事業年度自	101	繰越納付延滞金
27 事業年度至	102	繰越納付督促手数料
28 延長月数	103	繰越納付諸税加算金
29 申告日	104	繰越納付少申告加算金
30 申告区分	105	繰越納付不申告加算金
31 申告期限	106	繰越納付重加算金
32 納付額	107	滞納引継有無区分
33 納付額内訳	108	不納欠損有無区分
34 納付延滞金	109	執行停止有無区分
35 納付督促手数料	110	差押有無区分
36 交付報奨金	111	参加差押有無区分
37 退職所得額	112	交付要求有無区分
38 納付諸税加算金	113	分納誓約有無区分
39 納付過少申告加算金	114	納付誓約有無区分
40 納付不申告加算金	115	納付委託有無区分
41 納付重加算金	116	納付約束有無区分
42 還付加算金	117	延滞金免除有無区分
43 徴収日	118	徴収猶予有無区分
44 収入日	119	換価猶予有無区分
45 納期限	120	消滅区分CD
46 変更前納期限	121	催告発付日
47 法定納期限	122	催告回数
48 繰上徴収日	123	催告停止区分
49 未還付本税	124	催告パターン
50 未還付本税内訳	125	催告連番
51 未還付延滞金	126	執行停止該当条項区分
52 未還付督促手数料	127	執行停止要件CD
53 未還付退職所得額	128	執行停止年月日
54 未還付諸税加算金	129	執行停止本税額
55 未還付過少申告加算金	130	執行停止内訳
56 未還付不申告加算金	131	執行停止延滞金
57 未還付重加算金	132	執行停止督促手数料
58 還付済本税	133	欠損該当条項区分
59 還付済本税内訳	134	欠損年月日
60 還付済延滞金	135	時効完成日
61 還付済督促手数料	136	欠損本税額
62 還付済退職所得額	137	欠損内訳01
63 還付済諸税加算金	138	欠損内訳02
64 還付済過少申告加算金	139	欠損内訳03
65 還付済不申告加算金	140	欠損内訳04
66 還付済重加算金	141	欠損内訳05
67 還付有無区分	142	欠損延滞金
68 充当有無区分	143	欠損督促手数料
69 更正連番	144	引継年月日
70 納付連番	145	完結区分
71 調定基準日	146	完結年月日
72 当初納通発付日	147	旧市区町村識別CD
73 納通発付日	148	更新日
74 税額更正日	149	更新時刻
75 督促発付日		

調定明細情報	
1 税目CD	
2 課税年度	
3 相当年度	
4 通知書番号	
5 徴収区分	
6 期別CD	
7 更正連番	
8 会計年度	
9 申告区分	
10 調定納付明細CD	
11 変更前調定額	
12 変更前調定額内訳	
13 調定基準日	
14 税額更正日	
15 税額更正事由CD	
16 旧市区町村識別CD	
17 更新日	
18 更新時刻	

納付書発行情報	
1 税目CD	
2 徴収区分	
3 課税年度	
4 相当年度	
5 通知書番号	
6 期別CD	
7 発行連番	
8 納付種類CD	
9 差額差替区分	
10 停止引振区分	
11 印字調定額01	
12 印字前納報奨金	
13 印字延滞金	
14 印字督促手数料	
15 通知類発付日	
16 印字納期限	
17 印字指定期限	
18 期別前納区分	
19 事業年度自	
20 事業年度至	
21 申告区分	
22 分納管理番号	
23 分納計画種別	
24 分納回数	
25 合算管理番号	
26 延滞金設定	
27 督促手数料設定	
28 前納報奨金設定	
29 合計額設定	
30 更新日	
31 更新時刻	
32 共有構成員宛名番号	
33 PKG拡張文字	
34 PKG拡張数字	

口座振替情報	
1 振替日	
2 税目CD	
3 徴収区分	
4 現年過年区分	
5 口座振替MT作成日	
6 処理状態区分	
7 納期限	
8 期別CD	
9 期別区分	
10 期別前納区分	
11 口座判定日	
12 課税年度	
13 最終処理日	
14 旧市区町村識別CD	
15 再振替回数	
16 不能通知処理日	
17 更新日	
18 更新時刻	

納付明細情報	
1 税目CD	48 済通充当諸税加算金
2 課税年度	49 済通充当少申告加算金
3 相当年度	50 済通充当不申告加算金
4 通知書番号	51 済通充当重加算金
5 徴収区分	52 済通未還付税額
6 期別CD	53 済通未還付税額内訳
7 納付連番	54 済通未還付延滞金
8 納付連番枝番	55 済通未還付督促手数料
9 会計年度	56 済通未還付退職所得額
10 申告区分	57 済通未還付諸税加算金
11 調定納付明細CD	58 済通未還付少申告加算
12 納付額	59 済通未還付不申告加算
13 納付額内訳	60 済通未還付重加算金
14 納付延滞金	61 済通還付済税額
15 納付督促手数料	62 済通還付済税額内訳
16 退職所得額	63 済通還付済延滞金
17 交付報奨金	64 済通還付済督促手数料
18 納付諸税加算金	65 済通還付済退職所得額
19 納付少申告加算金	66 済通還付済諸税加算金
20 納付不申告加算金	67 済通還付済少申告加算
21 納付重加算金	68 済通還付済不申告加算
22 還付加算金	69 済通還付済重加算金
23 徴収日	70 過額納理由
24 収入日	71 還付充当番号
25 充当収入日	72 還付充当連番
26 納付種類CD	73 歳入歳出区分
27 期別前納区分	74 充当振替区分
28 確認番号	75 充当元先税目CD
29 簿冊番号	76 充当元先課税年度
30 簿冊連番	77 充当元先相当年度
31 分納管理番号	78 充当元先通知書番号
32 分納計画種別	79 充当元先徴収区分
33 分納回数	80 充当元先期別CD
34 合算管理番号	81 充当還付加算本税
35 金融機関本店CD	82 充当還付加算本税訳
36 金融機関支店CD	83 充当還付加算延滞金
37 金融機関枝番CD	84 充当還付加算督促手数
38 口座種別	85 充当還付加算退職所得
39 口座番号	86 充当還付加算諸税加算
40 年金保険者CD	87 充当還付加算少申告加算
41 年金種別CD	88 充当還付加算不申告加算
42 実施機関CD	89 充当還付加算重加算
43 済通充当税額	90 消込データ入力区分
44 済通充当税額内訳	91 旧市区町村識別CD
45 済通充当延滞金	92 更新日
46 済通充当督促手数料	93 更新時刻
47 済通充当退職所得額	94 充当適状日

収納引継情報	
1 税目CD	24 被保険者番号
2 課税年度	25 調定報奨金前
3 相当年度	26 調定報奨金後
4 通知書番号	27 納通発付日
5 履歴番号	28 税額更正日
6 徴収区分	29 税額更正事由CD
7 期別CD	30 納付手段CD
8 期別区分	31 組合番号
9 市区町村識別CD	32 調定額
10 宛名番号	33 印字調定額01
11 共有宛名番号	34 印字督促手数料
12 共有分割区分	35 差額差替区分
13 集合徴収有無区分	36 納期限
14 都市計画税有無区分	37 調定額内訳01
15 管轄CD	38 申告区分
16 カナ区分	39 申告日
17 標識連番	40 申告期限
18 車種CD	41 延長月数
19 国保番号	42 納期特例有無区分
20 国保抑制世帯有無区分	43 法定納期限
21 国保主2該当有無区分	44 旧市区町村識別CD
22 事業年度自	45 更新日
23 事業年度至	46 更新時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

委託者情報	
1	金融機関本店CD
2	税目CD
3	徴収区分
4	種別
5	CD区分
6	委託者CD
7	委託者名
8	金融機関本店名カナ
9	金融機関支店CD
10	金融機関支店名カナ
11	金融機関枝番CD
12	金融機関出張所名カナ
13	口座種別
14	口座番号
15	更新日
16	更新時刻

滞納異動引継情報	
1	税目CD
2	課税年度
3	相当年度
4	通知書番号
5	徴収区分
6	期別CD
7	処理連番
8	市区町村識別CD
9	宛名番号
10	計画種別
11	納付回数
12	分納管理番号
13	異動事由CD
14	本税額前
15	本税額前内訳
16	延滞金額前
17	督促手数料前
18	本税額後
19	本税額後内訳
20	延滞金額後
21	督促手数料後
22	未納本税額前
23	未納本税額前内訳
24	未納督促手数料前
25	未納延滞金前
26	未納本税額後
27	未納本税額後内訳
28	未納督促手数料後
29	未納延滞金後
30	領収年月日
31	更新日
32	更新時刻

口座振替送付情報	
1	振替日
2	金融機関本店CD
3	税目CD
4	徴収区分
5	金融機関支店CD
6	金融機関枝番CD
7	送付返却区分
8	返却日
9	更新日
10	更新時刻

新旧通番管理情報	
1	旧市区町村識別CD
2	税目CD
3	課税年度
4	相当年度
5	旧通知書番号
6	徴収区分
7	新通知書番号
8	更新日
9	更新時刻

返戻公示情報	
1	宛名番号
2	税目CD
3	課税年度
4	相当年度
5	業務固有情報1
6	業務固有情報2
7	徴収区分
8	期別CD
9	返戻公示通知書区分
10	返戻公示履歴番号
11	市区町村識別CD
12	返戻公示状態CD
13	返戻公示理由CD
14	変更前納期限
15	納期限
16	公示年月日
17	担当課名
18	還付充当番号
19	特徴指定番号
20	補足事項
21	法人申告区分
22	収納連動済フラグ
23	異動年月日
24	処理年月日
25	更新日
26	更新時刻
27	文書番号
28	PKG拡張文字
29	PKG拡張数字

過誤納情報	
1	税目CD
2	課税年度
3	相当年度
4	通知書番号
5	徴収区分
6	期別CD
7	市区町村識別CD
8	宛名番号
9	過誤納停止区分
10	更新日
11	更新時刻

口振結果情報	
1	振替日
2	宛名番号
3	税目CD
4	徴収区分
5	課税年度
6	相当年度
7	通知書番号
8	期別CD
9	再振替回数
10	引落金額
11	引落本税額
12	引落延滞金
13	引落督促手数料
14	交付報奨金
15	領収日
16	収入日
17	期別前納区分
18	金融機関本店CD
19	金融機関本店名カナ
20	金融機関支店CD
21	金融機関支店名カナ
22	金融機関枝番CD
23	口座種別
24	口座番号
25	名義人カナ
26	再振替依頼日
27	振替結果CD
28	分納管理番号
29	分納計画種別
30	分納回数
31	更新日
32	更新時刻

MPN納付情報	
1	税目CD
2	課税年度
3	相当年度
4	通知書番号
5	徴収区分
6	期別CD
7	コンビニ連携番号
8	データ区分
9	通知CD
10	納付番号
11	収納機関CD
12	税目料金番号
13	申告区分課税期間
14	確認番号
15	履歴番号
16	パスワード
17	管理番号
18	請求単位取り纏めキー
19	未納情報取り纏めキー
20	発行単位取り纏めキー
21	通知元システムCD
22	通知先システムCD
23	取消フラグ
24	支払可否フラグ
25	レスポンスCD
26	納付情報変更区分
27	支払可能期限
28	納付金区分
29	氏名カナ
30	氏名漢字
31	今回請求金額合計
32	請求本体金額
33	請求固定延滞金額
34	延滞金随時計算フラグ
35	納付情報変更年月日
36	納期限
37	延滞金計算開始年月日
38	延滞金表示区分
39	請求消費税
40	消費税表示区分
41	納付内容カナ
42	納付内容漢字
43	手数料負担区分
44	地公体任意情報
45	納付方式
46	地公体任意項目
47	申請申告通知済フラグ
48	今回支払金額合計累積
49	今回支払金額合計
50	支払納付額
51	支払延滞金額
52	支払消費税
53	領収区分
54	支払方法
55	チャネル区分
56	入力区分
57	印紙税額
58	他店券金額
59	収納区分
60	入金年月日
61	収納年月日
62	MPN処理年月日
63	MPN処理時刻
64	MPN処理通番
65	仕向センタCD
66	金融機関CD
67	店舗CD
68	仕向処理年月日
69	仕向処理時刻
70	仕向処理通番
71	仮消込結果区分
72	決済単位年月日
73	PUFURE登録年月日
74	バーコード情報
75	小売業企業CD
76	コンビニ店舗CD
77	チャネル区分2
78	発行区分
79	送信日
80	送信時刻
81	消込作成日
82	更新日
83	更新時刻

仮消込情報	
1	税目CD
2	課税年度
3	相当年度
4	通知書番号
5	徴収区分
6	期別CD
7	コンビニ連携番号
8	発行納付種類CD
9	発行旧市区町村識別CD
10	発行CD1
11	発行帳票ID
12	発行調定額
13	発行前納報奨金
14	発行確定延滞金
15	発行調定督促手数料
16	発行期別前納区分
17	発行CD2
18	発行請求金額計
19	発行分納計画種別
20	発行分納納付回数
21	発行支払期限
22	分納管理番号
23	速報代行会社作成日
24	速報払込日
25	速報払込時刻
26	速報BRC識別子
27	速報BRCメーカCD
28	速報BRC自治体CD
29	速報BRC延滞金フラグ
30	速報BRC再発行区分
31	速報BRC支払期限
32	速報BRC印紙フラグ
33	速報BRC請求金額
34	速報CVS本部CD
35	速報CVS店舗CD
36	速報CVS名称
37	取消状態
38	取消取消日
39	確報代行会社作成日
40	確報払込日
41	確報払込時刻
42	確報BRC識別子
43	確報BRCメーカCD
44	確報BRC自治体CD
45	確報BRC延滞金フラグ
46	確報BRC再発行区分
47	確報BRC支払期限
48	確報BRC印紙フラグ
49	確報BRC請求金額
50	確報CVS本部CD
51	確報CVS店舗CD
52	確報CVS名称
53	確報送金予定日
54	消込収入日
55	合算管理番号
56	更新日
57	更新時刻

還付情報	
1	還付充当番号
2	税目CD
3	課税年度
4	相当年度
5	通知書番号
6	徴収区分
7	期別CD
8	還付充当連番
9	納付連番
10	市区町村識別CD
11	会計年度
12	宛名番号
13	事業年度自
14	事業年度至
15	申告区分
16	納付時会計年度
17	通知時会計年度
18	済時会計年度
19	調定額
20	調定額内訳
21	確定延滞金
22	調定督促手数料
23	納付額
24	納付額内訳
25	納付延滞金
26	納付督促手数料
27	納付退職所得額
28	納付諸税加算金
29	納付過少申告加算金
30	納付不申告加算金
31	納付重加算金
32	領収日
33	収入日
34	還付税額
35	還付税額内訳
36	還付延滞金
37	還付督促手数料
38	還付退職所得額
39	還付諸税加算金
40	還付過少申告加算金
41	還付不申告加算金
42	還付重加算金
43	還付加算金
44	支出決定日
45	還付請求日
46	過誤納起算日
47	過誤納決裁日
48	過誤納通知日
49	還付済日
50	支払通知日
51	振込予定日
52	振込日
53	過誤納理由
54	還付方法区分
55	過誤納状態区分
56	済取消有無区分
57	歳入歳出区分
58	金融機関本店CD
59	金融機関支店CD
60	金融機関枝番CD
61	口座種別
62	口座番号
63	口座名義人カナ
64	金融機関名
65	年金保険者CD
66	年金種別CD
67	特徴個人宛名番号
68	旧市区町村識別CD
69	更新日
70	更新時刻
71	公金受取口座利用有無
72	PKG拡張文字
73	PKG拡張数字
74	受付年月日
75	請求者住所
76	請求者方書
77	請求者氏名
78	請求者電話番号
79	請求者関係CD

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

充当情報		
1 還付充当番号	61	先徴収区分
2 税目CD	62	先課税年度
3 課税年度	63	先相当年度
4 相当年度	64	先通知書番号
5 通知書番号	65	先期別CD
6 徴収区分	66	先事業年度自
7 期別CD	67	先事業年度至
8 還付充当連番	68	先申告区分
9 元納付連番	69	先調定額
10 市区町村識別CD	70	先調定額内訳
11 会計年度	80	先確定延滞金
12 納付時会計年度	81	先調定督促手数料
13 宛名番号	82	先納付額
14 元事業年度自	83	先納付額内訳
15 元事業年度至	88	先納付延滞金
16 元申告区分	89	先納付督促手数料
17 元調定額	90	先納付退職所得額
29 元調定督促手数料	93	先納付不申告加算金
30 元納付額	94	先納付重加算金
31 元納付額内訳	95	先領収日
36 元納付延滞金	96	先収入日
37 元納付督促手数料	97	先充当税額
38 元納付退職所得額	98	先充当税額内訳
39 元納付諸税加算金	103	先充当延滞金
40 元納付過少申告加算金	104	先充当督促手数料
41 元納付不申告加算金	105	先充当退職所得額
42 元納付重加算金	106	先充当諸税加算金
43 元領収日	107	先充当過少申告加算金
44 元収入日	108	先充当不申告加算金
45 元充当税額	109	先充当重加算金
46 元充当税額内訳	110	充当日
51 元充当延滞金	111	過限納税算日
52 元充当督促手数料	112	過限納税裁日
53 元充当退職所得額	113	過限納税通知日
54 元充当諸税加算金	114	過限納税理由
55 元充当過少申告加算金	115	過限納税区分
56 元充当不申告加算金	116	歳入歳出区分
57 元充当重加算金	117	充当振替区分
58 元還付加算金	118	更新日
59 先宛名番号	119	更新時刻
60 先税目CD		

消込エラー		
1 発生日	26	収入日
2 発生連番	27	納付種類CD
3 税目CD	28	分納管理番号
4 課税年度	29	分納計画種別
5 相当年度	30	分納回数
6 通知書番号	31	合算管理番号
7 徴収区分	32	期別前納区分
8 期別CD	33	金融機関本店CD
9 事業年度自	34	金融機関支店CD
10 事業年度至	35	金融機関枝番CD
11 申告区分	36	口座種別
12 確認番号	37	口座番号
13 簿冊番号	38	年金保険者CD
14 簿冊連番	39	年金種別CD
15 納付額	40	実施機関CD
16 納付額内訳	41	消込データ入力区分
17 納付延滞金	42	旧市区町村識別CD
18 納付督促手数料	43	更新日
19 交付報奨金	44	更新時刻
20 退職所得額	45	納税者ID
21 諸税加算金	46	納付番号
22 過少申告加算金	47	納付区分
23 不申告加算金	48	履歴番号
24 重加算金	49	PKG拡張文字
25 領収日	50	PKG拡張数字

非媒体交換口振情報		
1 振替日	14	引落銀行CD
2 税目CD	15	引落銀行名
3 徴収区分	16	引落支店CD
4 課税年度	17	引落支店名
5 相当年度	18	預金種別
6 通知書番号	19	口座番号
7 期別CD	20	口座氏名
8 旧市区町村識別CD	21	振替結果CD
9 データ区分	22	分納管理番号
10 現年過年区分	23	分納計画種別
11 引落金額	24	分納回数
12 領収日	25	更新日
13 収入日	26	更新時刻

決算内訳情報		
1 税目CD		
2 課税年度		
3 相当年度		
4 通知書番号		
5 徴収区分		
6 期別CD		
7 会計年度		
8 市区町村識別CD		
9 宛名番号		
10 調定額該当		
11 調定額		
12 調定額内訳		
13 納付額該当		
14 納付額		
15 更新日		
16 更新時刻		

年金特徴消込対象情報		
1 税目CD		
2 徴収区分		
3 課税年度		
4 相当年度		
5 通知書番号		
6 期別CD		
7 納付額		
8 納付額内訳01		
9 納付額内訳02		
10 納付額内訳03		
11 納付額内訳04		
12 納付額内訳05		
13 納付延滞金		
14 納付督促手数料		
15 領収日		
16 収入日		
17 納付種類CD		
18 期別前納区分		
19 消込データ入力区分		
20 旧市区町村識別CD		
21 年金特徴収入G番号		
22 年金保険者CD		
23 年金種別CD		
24 特徴取扱機関CD		
25 更新日		
26 更新時刻		

督促更新情報		
1 税目CD		
2 徴収区分		
3 課税年度		
4 相当年度		
5 通知書番号		
6 期別CD		
7 調定督促手数料		
8 納期限		
9 督促発付日		
10 督促停止区分		
11 督促様式区分		
12 未納均等割		
13 未納法人税割		
14 未納額		
15 未納延滞金		
16 未納督促手数料		
17 印字指定期限		
18 延滞金徴収区分		
19 督促手数料徴収区分		
20 更新完了区分		
21 宛名番号		
22 債票ID		
23 履歴番号		
24 開始年月日		
25 停止年月日		
26 引抜区分		
27 引抜事由		
28 備考		
29 更新日		
30 更新時刻		
31 発送番号		
32 住所区分		
33 共有構成員宛名番号		
34 宛先住所		
35 宛先方書		
36 宛先氏名		
37 PKG拡張文字		
38 PKG拡張数字		

居所不明情報		
1 宛名番号		
2 居所不明認定日		
3 居所不明認定解除日		
4 更新日		
5 更新時刻		

再振更新対象情報		
1 税目CD		
2 徴収区分		
3 課税年度		
4 相当年度		
5 通知書番号		
6 期別CD		
7 再振替回数		
8 更新完了区分		
9 振替日		
10 更新日		
11 更新時刻		

口座依頼情報		
1 データ区分		
2 引落銀行CD		
3 引落銀行名		
4 引落支店CD		
5 引落支店名		
6 手形交換CD		
7 預金種別		
8 口座番号		
9 口座氏名		
10 引落金額		
11 新規CD		
12 税目CD		
13 徴収区分		
14 相当年度		
15 期別CD		
16 通知書番号		
17 振替結果CD		
18 課税年度		
19 口座依頼更新状態区分		
20 分納管理番号		
21 分納計画種別		
22 分納回数		
23 更新日		
24 更新時刻		

証明発行停止情報		
1 宛名番号		
2 証明書区分		
3 更新日		
4 更新時刻		

口座検査結果累積情報		
1 振替日		
2 税目CD		
3 徴収区分		
4 課税年度		
5 相当年度		
6 期別CD		
7 通知書番号		
8 データ区分		
9 引落銀行CD		
10 引落銀行名		
11 引落支店CD		
12 引落支店名		
13 手形交換CD		
14 預金種別		
15 口座番号		
16 口座氏名		
17 引落金額		
18 新規CD		
19 振替結果CD		
20 領収日		
21 収入日		
22 引落本税額		
23 引落延滞金		
24 引落督促手数料		
25 交付報奨金		
26 再振替回数		
27 分納管理番号		
28 分納計画種別		
29 分納回数		
30 更新日		
31 更新時刻		

収納引継エラー情報		
1 税目CD		
2 課税年度		
3 相当年度		
4 通知書番号		
5 履歴番号		
6 徴収区分		
7 期別CD		
8 エラーCD		
9 期別区分		
10 市区町村識別CD		
11 宛名番号		
12 共有宛名番号		
13 共有分割区分		
14 集合徴収有無区分		
15 都市計画税有無区分		
16 管轄CD		
17 カナ区分		
18 標識連番		
19 車種CD		
20 国保番号		
21 国保擬制世帯有無区分		
22 国保主2該当有無区分		
23 事業年度自		
24 事業年度至		
25 被保険者番号		
26 調定報奨金前		
27 調定報奨金後		
28 納通発付日		
29 税額更正日		
30 税額更正事由CD		
31 納付手段CD		
32 組合番号		
33 調定額		
34 印字調定額		
39 印字督促手数料		
40 差額差替区分		
41 納期限		
42 調定額内訳		
52 申告区分		
53 申告日		
54 申告期限		
55 延長月数		
56 納期特例有無区分		
57 法定納期限		
58 旧市区町村識別CD		
59 更新日		
60 更新時刻		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

還付加算金詳細情報	
1	還付充当番号
2	税目CD
3	課税年度
4	相当年度
5	通知書番号
6	徴収区分
7	期別CD
8	還付加算金連番
9	納付連番
10	宛名番号
11	申告区分
12	過誤納理由
13	還付起算日
14	入力還付起算日
15	異動事由CD
16	日付区分
17	基準日
18	支出決定日
19	除算期間自
20	除算期間至
21	納付額
22	納付額内訳01
23	納付額内訳02
24	納付延滞金
25	納付督促手数料
26	納付退職所得額
27	納付諸税加算金
28	納付過少申告加算金
29	納付不申告加算金
30	納付重加算金
31	還付税額
32	還付税額内訳01
33	還付税額内訳02
34	還付延滞金
35	還付督促手数料
36	還付退職所得額
37	還付諸税加算金
38	還付過少申告加算金
39	還付不申告加算金
40	還付重加算金
41	還付加算金合計
42	計算還付加算金
43	入力還付加算金
44	旧市区町村識別CD
45	更新日
46	更新時刻
47	充当適状日
48	計算期間終期

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
収納情報管理ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に収納システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、収納システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や基本5情報の聞き取りにより本人確認を行う。 2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本5情報等の確認を行う。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1. 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保する。 2. 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保する。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 3. 他自治体等から入手した情報については、入手次第、収納システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「Ⅱ ファイルの概要」の④記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 発行管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 2. 失効管理: 人事異動及び権限変更等があった場合には、書面にて決裁しシステムに反映させている。 3. 退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 4. アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 権限表を作成している。 2. 操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 3. 不正アクセスを分析するために、住民基本台帳システム等の操作履歴の記録を取得し、保管する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 2. 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 3. ログの記録は5年間保存している。 4. 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 5. 操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2. アクセスログ管理を行っていることを周知し、定期的に事務外で使用することにに対する注意、指導を行っている。 3. 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 4. 違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	1. バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。 2. 違反行為を行った場合は、法令の罰則規定により措置を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1. のぞき見防止フィルムを貼付し、窓口から特定個人情報が見えないようにする。 2. 一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 3. 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に関し、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 2. 特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 3. 委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 4. 取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1. 委託業者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。 2. 誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1. 作業端末へのログイン記録やシステム保守の作業記録を5年間保存する。 2. 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を保存する。 3. 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を保存する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	日常運用のチェック 委託先に特定個人情報を提供する際は、日付及び件数を記録した受渡しの確認印を押印させ、大分市がこれを確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託側において利用するユーザIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用を禁止する。 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 3. 特定個人情報の提供を限定する。 4. 情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 特定個人情報の提供先を限定する。 6. 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 7. 必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。再委託を原則として禁止する。	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は認めていない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。 ・提供に関しては、照会によるものについて受付簿を作成している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。 ・照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行い、記載のないもの、根拠として認められないものについては提供を行わない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本5情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 1. 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 1. 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へアクセスすることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<大分市の措置> - セキュリティ区内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 - データの不正持込・持出禁止を規定している。 - サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 - 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 - 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報セキュリティ対策基準に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市情報セキュリティ対策基準に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5. 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、一定期間保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・課税情報は各種申告情報において修正を行い更新されているため、課税情報を基に行っている収納管理事務において特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。 ・滞納状態にある特定個人情報については、滞納整理業務において随時調査を行っているため、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<大分市の措置> 保存期間を経過した収納管理情報ファイルを消去する仕組みとする。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<大分市の措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<大分市の措置> 定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うとしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<大分市の措置> 1. 関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 2. 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2. 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウド事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号	
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項	-	
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 写しの作成及び送付費用の実費相当額が必要 (作成費用の例: モノクロームA4サイズ1枚につき10円))	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
個人情報ファイル名	「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。事務名は「地方税の収納管理に関する事務」及び「市税口座振替事務」である。	
公表場所	大分市役所本庁舎7階 総務課情報公開室	
⑤法令による特別の手続	-	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	大分市役所 財務部 納税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 Tel: 097-537-5611	
②対応方法	電話による対応を受け付ける。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市民意見公募(パブリックコメント)により行う。
②実施日・期間	令和6年8月27日～令和6年9月25日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月23日
②方法	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づき、大分市個人情報保護審査会に諮問し、第三者点検を実施した。
③結果	特定個人情報保護評価指針に定める基準を満たしていると判断された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	団体内統合宛名システム	共通基盤システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名、住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	大分市における共通機能・共通データの集約化、運用プロセス、ソフトウェアアーキテクチャの規定化など、ソフトウェア面でのシステム全体を見据えた統一化を担う。 1. 統合データ管理に関する事務 各業務システムで必要となるデータを、共通基盤システムが提供する統合データベースで管理する。 2. データ連携に関する事務 共通基盤システムが提供するFTPによるファイル連携により、業務システム間でデータ連携を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム○その他(中間サーバー)	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	税総合システム	住民基本台帳ネットワークシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	各税務業務の共通的な情報管理を担うシステムとして、他のシステムへ連携する所得情報等を含め特定個人情報情報を保有し、以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税情報照会機能 2. 一部税務業務の更正情報入力機能 3. 課税情報管理機能 4. 課税(所得)証明書等の発行	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム。 1. 本人確認に関する事務 住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、本人情報の確認を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○既存住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例による地方税のうち、市税の収納、還付、充当等に関する電算処理を行う。	市税(国保税を除く)の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	固定資産税の土地・家屋の賦課に関する以下の処理を行う。 1. 土地・家屋の賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理	固定資産税の土地・家屋の賦課に関する以下の処理を行う。 1. 土地・家屋の賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理 また、固定資産税の償却資産の賦課に関する以下の電算処理を行う。 1. 償却資産の評価・賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	償却資産税システム	滞納整理システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	固定資産税の償却資産の賦課に関する以下の電算処理を行う。 1. 償却資産の評価・賦課処理 2. 当初処理 3. 納税通知書の発行処理 4. 賦課更正処理	市税(国保税を除く)の滞納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収滞納情報、時効情報管理 2. 滞納処分、猶予処理 3. 欠損処理 4. 督促・催告等文書作成補助 5. 統計集計作成補助	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において取り扱うシステム システム7 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○庁内連携システム○税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	OCRシステム	住登外/宛名システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	OCR機器を使って読みとったデータの取りまとめ、転送を行う。 1. OCR機器を使って読み取ったデータの取りまとめ 2. OCR機器を使って読み取ったデータの転送	1. 個人コード(住登外)付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2. 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		〇庁内連携システム〇宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	〇庁内連携システム〇既存住民基本台帳システム〇宛名システム等〇税務システム	〇庁内連携システム〇税務システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	住登外・宛名システム	住民基本台帳システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	1. 個人コード(住登外)付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2. 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	〇庁内連携システム〇既存住民基本台帳システム〇宛名システム等〇税務システム	〇情報提供ネットワークシステム〇住民基本台帳ネットワークシステム〇宛名システム等〇庁内連携システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	税額変更システム	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	固定資産税の過年度還付・返還金の計算を行う。 1. 過年度還付・返還金の計算 2. 計算した過年度還付・返還金の通知書の作成。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他のシステムとの接続	〇既存住民基本台帳システム〇宛名システム等〇税務システム	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12 ①システムの名称	コンビニ収納システム	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	コンビニ収納可能な納付書を使用しコンビニにて納付した場合に、収納代行業者からインターネットを通じて以下の情報を取得する。また、取得後の情報は外部記憶媒体を使用して収納システムへ取り込む。 1. 速報データ(収納金入金予定情報)の取得 2. 確報データ(収納金入金確定情報)の取得 ※いずれのデータにも特定個人情報は含まない。	削除	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 佐藤 善信	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 林 浩一	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年1月4日	別添1 事務の内容	別紙変更前「別添1」参照	別紙「別添1」参照	事前	重要な変更
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	○紙○庁内連携システム○情報提供ネットワークシステム	○紙○庁内連携システム○その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号については、住基システムで異動した際に連携し入手する。 ・課税情報については、各課税システムに課税・更正のために入力された都度、連携し入手する。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	【庁内連携により入手】 ・住民の個人番号については、住基システムで異動した際に連携し入手する。 ・課税情報については、各課税システムに課税・更正のために入力された都度、連携し入手する。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。 【他自治体から入手】 ・調査事務が必要になった都度、他自治体への照会により入手する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・サーバ室の入口で静脈認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	【システム保有データ】 ・サーバ室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 【紙媒体】 ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立入りを制限している。 ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者の入手を制限している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	各保管期間に応じて、期間が経過したものについてはシステム上自動消去される。	【システム保有データ】 ・各保管期間に応じて、期間が経過したものについてはシステム上自動消去される。 【紙媒体】 ・保管期間が経過した等、不要となったものについては機密文書として溶解処理を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目	別紙変更前「別添2」参照	別紙「別添2」参照	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 2. 市町村CSからの住基情報の入手は、事前に収納システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に収納システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 市町村CSからの住基情報の入手は、収納システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、収納システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 2. 市町村CSは生体認証による認証を行っているため、市町村CSで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 2. 市町村CSで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、市町村CSでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 3. 他自治体等から入手した情報については、入手次第、収納システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。	・移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。 ・提供に関しては、照会によるものについて受付簿を作成している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が行き渡りされることを防止している。	・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した統合宛名システム等を通してやり取りすることで、不適切な方法で特定個人情報が行き渡りされることを防止している。 ・照会に伴う提供については、照会の根拠となる法令等の記載により確認を行い、記載のないものの、根拠として認められないものについては提供を行わない。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	事前	重要な変更
平成31年1月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜大分市の措置＞ 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、静脈認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜大分市の措置＞ 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	重要な変更
平成29年4月24日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/4/14	2017/4/24	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年4月24日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月15日～平成27年5月14日	平成29年5月1日～平成29年5月31日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月20日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2015/6/4	2017/6/5	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成29年6月20日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針に定める基準を満たしていると判断されたが、一部評価書の中の、Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の4特定個人情報ファイルの取扱いの委託に記載されている情報保護管理体制の確認について、委託業者が基準を満たしているかは、実施機関に報告させる義務だけでなく、主体的に確認をしている旨の記載にすることが望ましい、との指摘を受けその旨記載を修正した。	特定個人情報保護評価指針に定める基準を満たしていると判断された。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年1月1日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 林 浩一	納税課長 情報政策課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 オルゴ	株式会社 オルゴ、日本電気 株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	○既存住民基本台帳システム○税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○税務システム	○庁内連携システム○宛名システム等○税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	住登外/宛名システム	事業所税システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	1. 個人コード(住登外)付番、登録機能 住登外者に対して、本市内の利用する個人コードを付番する機能。各事務システム管理者が必要に応じ登録を行う。 2. 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じ内容の修正を行う。	事業所税の賦課・課税を行う。 1. 事業所税の異動処理 2. 事業所税の名寄せ処理 3. 事業所税の調定処理 4. 事業所税の課税処理	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等	○庁内連携システム○税務システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	事業所税システム	住民基本台帳システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	事業所税の賦課・課税を行う。 1. 事業所税の異動処理 2. 事業所税の名寄せ処理 3. 事業所税の調定処理 4. 事業所税の課税処理	住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	〇庁内連携システム〇税務システム	〇情報提供ネットワークシステム〇住民基本台帳ネットワークシステム〇宛名システム等〇庁内連携システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	住民基本台帳システム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	住民に関する以下の電算処理を行う 1. 住民票作成管理機能(修正・消除含む) 2. 住民票の照会 3. 住民票等証明書・通知書の発行 4. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 5. 法務省情報連携システムとの連携 6. 都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 7. 住民票関係情報の提供(団体内統合宛名システムを経由して、情報提供ネットワークシステムに接続) 8. 個人番号カードおよび住民基本台帳カードの発行状況確認 9. 国保資格等個別事項情報の管理	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続	〇情報提供ネットワークシステム〇住民基本台帳ネットワークシステム〇宛名システム等〇庁内連携システム	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年1月4日	別添1 事務の内容	別紙「(別添1)事務の内容(変更前)」参照	別紙「(別添1)事務の内容(変更後)」参照	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和3年7月9日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 オルゴ、日本電気 株式会社	株式会社 オーイーシー、日本電気 株式会社	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	重要な変更
令和3年9月1日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第13号	事前	事前通知事項
令和5年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム10 ①システムの名称		中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れていない
令和5年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム システム10 ②システムの機能		過誤納還付金に関して以下の処理を行う ※公金受取口座利用希望者のみ 1. 公金受取口座情報の照会 2. 公金受取口座情報の照会結果の出力	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れていない
令和5年3月1日	別添1 事務の内容	別紙「(別添1)事務の内容(変更前)」参照	別紙「(別添1)事務の内容(変更後)」参照	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れていない
令和5年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求書 ②請求方法	大分市個人情報保護条例(平成14年条例36号) の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を 受け付ける。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止 請求を受け付ける。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和5年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求書 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	「個人情報取扱事務登録簿」を公表している。事 務名は「大分市市税の徴収事務」及び「市税口 座振替事務」である。	「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。 事務名は「地方税の収納管理に関する事務」、 「地方税の滞納管理に関する事務」、「市税口座 振替事務」である。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和5年8月9日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/4/24	2023/8/9	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年8月9日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見聴 取 ②実施日・期間	平成29年5月1日～平成29年5月31日	令和5年8月14日～令和5年9月15日	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年9月29日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長、裁判 所、会計検査院等	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年9月29日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第13号	番号法第19条第15号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年11月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2017/6/5	2023/10/20	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年11月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	大分市個人情報保護条例第31条第2項の規定 に基づき、大分市個人情報保護審査会に諮問 し、第三者点検を実施した。	特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4 項の規定に基づき、大分市個人情報保護審査 会に諮問し、第三者点検を実施した。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年11月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針に定める基準を満 たしていると判断された。	特定個人情報保護評価指針に定める基準を満 たしていると判断された。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	大分市において地方税の収納管理に関する事 務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個 人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参 照)	大分市において地方税の収納管理に関する事 務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。(別 添1を参照)	事後	文言のみの修正であり、重要 な変更にあたらぬ
令和6年8月14日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	文言のみの修正であり、重要 な変更にあたらぬ
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から情報を入手した場合は、その利用目的 を本人へ明示する。ただし、地方税法等の規定 がある場合は、その限りでない。また、他機関、 情報提供ネットワークシステム等を通じた入手を 行うことは番号法に明示されている。	本人から情報を入手した場合は、その利用目的 を本人へ明示する。ただし、地方税法等の規定 がある場合は、その限りでない。また、他機関、 情報提供ネットワークシステム等を通じた入手を 行うことは番号利用法に明示されている。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号	番号利用法第19条第10号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号利用法第19条第15号	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年8月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条に掲げる各事務	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	事後	文言のみの修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和6年8月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	事後	文言のみの修正であり、重要な変更にあたらぬ
令和6年8月14日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	「個人情報ファイル簿（単票）」を公表している。 事務名は「地方税の収納管理に関する事務」、「地方税の滞納管理に関する事務」「市税口座振替事務」である。	「個人情報ファイル簿（単票）」を公表している。 事務名は「地方税の収納管理に関する事務」及び「市税口座振替事務」である。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	大分市において地方税の収納管理に関する事務では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照）	大分市において地方税の収納管理に関する事務では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（標準化システムは別添1を参照、現在の事務の流れは別添1-1を参照する。）	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	市税（国保税を除く）の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理（調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報） 8. 統計集計作成補助	市税（国保税を除く）の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理（公金受取口座の取得含む） 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理（調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報） 8. 統計集計作成補助	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○宛名システム等○税務システム	○住民基本台帳ネットワークシステム○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○宛名システム等○税務システム	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	○庁内連携システム○税務システム	○庁内連携システム○既存住民基本台帳システム○税務システム	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等	○情報提供ネットワークシステム○庁内連携システム○住民基本台帳ネットワークシステム○宛名システム等○税務システム	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他のシステムとの接続		○情報提供ネットワークシステム	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更
令和6年10月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事前	重要な変更
令和6年10月31日	別添1 事務の内容	(現行の事務内容)	中間サーバーを介した情報提供ネットワークシステムとの接続、共通基盤システムを介さずに情報連携することによる修正	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【システム保有データ】 ・サーバー室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバーの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 【紙媒体】 ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立入りを制限している。 ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者の入手を制限している。	【システム保有データ】 ・サーバー室の入口で生体認証によるチェックを行い、サーバーの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 【紙媒体】 ・廃棄予定の情報も含め鍵付きのキャビネットもしくは倉庫へ保管し、立入りを制限している。 ・鍵の保管場所については関係者以外には知らせず、部外者の入手を制限している。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【システム保有データ】 ・各保管期間に応じて、期間が経過したものについてはシステム上自動消去される。 【紙媒体】 ・保管期間が経過した等、不要となったものについては機密文書として溶解処理を行う。	【システム保有データ】 ・各保管期間に応じて、期間が経過したものについてはシステム上自動消去される。 【紙媒体】 ・保管期間が経過した等、不要となったものについては機密文書として溶解処理を行う。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は、大分市からの操作によって実施される。大分市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、大分市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	別添2のとおり (現行システムの記録項目)	別添2のとおり (システムの標準化に伴う記録項目の修正)	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報照会の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞1. 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力された照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。		＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が入力されたリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたリスク リスクに対する措置の内容		＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞1. 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が入力されたリスクを軽減している。4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っている。照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業所においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスできないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力されたリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜中間サーバー・ソフトウェアの措置＞ 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	保存期間を経過した収納管理情報ファイルを消去する仕組みとする。	<大分市の措置> 保存期間を経過した収納管理情報ファイルを消去する仕組みとする。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	<大分市の措置> 定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<大分市の措置> 定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和6年10月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2023/10/20	2024/10/23	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月2日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	大分市役所 財務部 納税課 企画部 情報政策課	大分市役所 財務部 納税課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先：①本人への連絡を行うために保有。②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有。 ・地方税関係情報：算出された課税額を把握するために保有。	・個人番号、その他識別情報：対象者を正確に特定するために保有。 ・5情報、その他住民票関係情報、連絡先：①本人への連絡を行うために保有。②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有。 ・地方税関係情報：算出された課税額を把握するために保有。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月2日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に収納システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、対象者以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、事前に収納システムに登録されている住民に関する情報の入手に、運用上限定している。	事後	重要な変更に当たらない変更（法改正に伴う変更）
令和7年9月2日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、収納システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムからの住基情報の入手は、収納システムで管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。	事後	重要な変更に当たらない変更（法改正に伴う変更）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手については、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、安全を担保している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムは生体認証による認証を行っているため、住民基本台帳ネットワークシステムで確認した情報を収納システムに登録できる職員等は限定されている。 3. 端末にアクセスするためのIDとパスワード及び生体認証による認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 4. アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置内容	1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や基本4情報の聞き取りにより本人確認を行う。 2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本4情報等の確認を行う。	1. 住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や基本5情報の聞き取りにより本人確認を行う。 2. 住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、基本5情報等の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置内容	1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。	1. 住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、統合宛名システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行う。 2. 他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本5情報に基づいて大分市の課税対象者と合致するかを確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された本人確認の措置内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 3. 他自治体等から入手した情報については、入手次第、収納システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。	1. 大分市民の個人番号、基本5情報、その他の住民票関係情報の入手は、入退室管理をしているサーバー室内の端末からの通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 2. 住民基本台帳ネットワークシステムで確認した住基情報を収納システムに登録する際には、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認結果を記載した紙、電子媒体を、収納システムへの反映完了後に、すぐに消去、廃棄を行うことで漏えいを防止している。 3. 他自治体等から入手した情報については、入手次第、収納システムへ登録し、すぐに鍵付きのキャビネットや倉庫へ保管することで紛失・漏えいを防止している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	1. 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 2. 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 3. ログの記録は5年間保存している。 4. 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 5. 操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	1. 特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 2. 記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号及び5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 3. ログの記録は5年間保存している。 4. 不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 5. 操作履歴の確認により特定個人情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本4情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	1. 統合宛名システム等では本業務で保有する情報を全て連携することはできず、番号利用法の規定に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとされている。 2. 移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。 3. 他自治体等からの照会に伴う提供については、基本5情報などにより本人と特定できる場合のみ提供を行うこととしており、また、提供先については、照会文書に記載された情報以外でも住所等を確認することとしており、誤った情報、誤った相手への提供を防止している。	事後	重要な変更にあたらない変更 (法改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらない変更(誤字・脱字による修正)
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り込み・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が入り込み・紛失するリスクを軽減している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へアクセスすることはない。	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより特定個人情報が入り込み・紛失するリスクを軽減している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより漏洩・紛失のリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏洩・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へアクセスすることはない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	<大分市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、生体認証による入退管理をおこなっている。 また、自動消火設備及び無停電電源装置を設置している。 2. データの不正持込・持出禁止を規定している。 3. サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 5. 紙媒体の保管を行うキャビネット及び倉庫については、施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サー バー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、 ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可 能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づ き、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア への対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係 る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セ キュリティホールに関連する情報(コンピュータウ イルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を 含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報 は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度) に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定 の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づ き、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、フ ァイアウォールを導入する。	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サー バー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、 ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可 能な限り最新のものを使用する。 大分市情報セキュリティ対策基準に基づき、コン ピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対 策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係 る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セ キュリティホールに関連する情報(コンピュータウ イルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を 含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報 は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度) に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定 の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市情報セキュリティ対策基準に基づき、ネッ トワーク管理に係る手順等を整備し、ファイ アウォールを導入する。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コ ンピュータウイルスやハッキングなどの脅威から ネットワークを効率的かつ包括的に保護する装 置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵 入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイル ス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新 を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、 必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 4. 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報 システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者 が保有・管理する環境に設置し、インターネットと は切り離された閉域ネットワーク環境に構築す る。 5. 中間サーバーのデータベースに保存される 特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォー ムの事業者及びクラウドサービス事業者がアク セスできないよう制御を講じる。 6. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技 術を利用し、団体ごとに通信回線を分離すると ともに、通信を暗号化することで安全性を確保し ている。 7. 中間サーバー・プラットフォームの移行の際 は、中間サーバー・プラットフォームの事業者 において、移行するデータを暗号化した上で、イン ターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN 等の技術を利用して通信を暗号化することで データ移行を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月2日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<大分市の措置> 定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	<大分市の措置> 定期的に内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年9月2日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウド事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出